

令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」
「ICTコンテンツ作成に係る業務委託」及び「探究に係る教員研修会業務委託」
プロポーザル方式募集要領

1 業務名

令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」における「ICTコンテンツ作成に係る業務委託」及び「探究に係る教員研修会業務委託」

2 業務概要

ICTコンテンツ作成に係る業務については、高校の探究学習に協力いただける地域に関わる仕事に携わる地域人材、起業を行う大学生等若手人材、企業等に取材し、ICT教材（動画やテキスト等のコンテンツ）を制作することを目的とする。

探究に係る教員研修会については、生徒に自らの人生を舵取りし、新たな社会の創造ができる力を身に付けさせることをねらい、学校教員に加え、地域で活動する多様な人材とともに、探究的な学びの在り方を対話的に捉え直し、各校の実践を持続的にブラッシュアップすることを目的とする。

3 業務仕様

- (1) 「令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」ICTコンテンツ作成に係る業務委託仕様書（プロポーザル用）」
 - (2) 「令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」探究に係る教員研修会業務委託仕様書（プロポーザル用）」
- (1) (2) の両業務とする。

4 見積限度額

6, 100千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができる体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する

暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(7) 国税及び県税を滞納している者でないこと。

(8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(9) プロポーザル実施日前3年間における団体の事業等において、刑法等の法令に違反して処罰等を受けていないこと。

(10) 関係法令の手續等を遵守していること。

(11) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

(12) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

6 実施のスケジュール

項目	日程
募集開始	令和8年3月16日（月）
質問受付	令和8年3月16日（月）～3月19日（木）15時まで
プロポーザル参加申込期間	令和8年3月25日（水）15時まで
企画提案書提出期間	令和8年3月31日（火）17時まで
書面審査（1次審査）の実施 及び結果の通知	令和8年4月 1日（水）
選定委員会（2次審査）の実施	令和8年4月 9日（木）
選定委員会結果通知	令和8年4月13日（月）頃
仕様書協議、見積依頼	令和8年4月13日（月）～4月17日（金）
契約	令和8年5月 1日（金）以降

7 手続きに関する事項

(1) 質問等の受付

本募集に関し質問がある場合は、以下により、プロポーザル方式募集要領等に関する質問書〔様式1〕を提出すること。

ア 受付期間

「6 実施のスケジュール」のとおり

イ 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ、メールで提出すること。また、メールの件名は「【プロポーザル方式質問書】ICTコンテンツ作成に係る業務委託・探究に係る教員研修会業務委託」とすること。なお、電話による質問の受付は行わない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、高校教育課ホームページに随時掲載して回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

(2) 参加申込書等の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、関係書類を提出すること。

ア 提出期限

「6 実施のスケジュール」のとおり

イ 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、郵送又は持参にて提出すること。

また、封筒に「【プロポーザル方式参加申込書 在中】ICTコンテンツ作成に係る業務委託・探究に係る教員研修会業務委託」と朱書のうえ、簡易書留等配達記録が残る方法とすること。

ウ 提出書類

- ① 令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」における「ICTコンテンツ作成に係る業務委託」及び「探究に係る教員研修会業務委託」プロポーザル方式参加申込書〔様式2〕
- ② 納税証明書（国税（その3の3））
- ③ 納税証明書（県税（一般）・ただし、福島県税が課税されている場合）
- ④ 会社概要〔任意様式、会社概要パンフレットでも可〕
- ⑤ 法人登記簿の写しまたは全部事項証明書（登記簿）謄本（申請受付日の3ヶ月以内のもの。）
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書〔様式3〕

エ 結果通知

高校教育課において参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加希望業者へ通知する。

8 企画提案書の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

「6 実施のスケジュール」のとおり

(2) 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ持参又は郵送で提出すること。

※持参による提出の受付時間は、以下のとおり。

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の8時30分～17時00分。

※郵送による提出は、電話連絡の上、封筒に「ICTコンテンツ作成に係る業務委託・探究に係る教員研修会業務委託企画提案書等在中」の旨を朱書し、簡易書留等配達記録が残る方法とすること。

(3) 提出書類

次の書類を7部提出すること。

ア 企画提案書

- 企画提案書には、以下の項目について記載すること。
 - ① 実施方針
 - ② 制作するコンテンツの内容について具体的に記載すること。
 - ③ コンテンツの利用状況に関する効果測定方法について、具体的に記載すること。
 - ④ 探究学習担当教員に対する探究学習全般や活用の支援について、支援方法を具体的に記載すること。
 - ⑤ 工程表について、事業実施にかかるスケジュールを明確に示すこと。
 - ⑥ 本要領に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について実績を記載すること。
- 任意様式とする。但し、日本工業規格A4判10ページ以内（表紙除く）とする。

イ 事業経費積算書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

- 報酬について単価を記載すること。コンテンツ制作に係る費用の内訳を記載すること。
- 探究学習担当教員に対する、探究学習全般や活用の支援に係る費用の内訳を記載すること。

ウ 業務実施体制書〔任意様式〕

- 主任担当者及び人員について記載すること。また、提携している他団体の人員配置がある場合は、記載すること。

(4) 留意事項

ア 失格又は無効となる場合

- 提出者が上記5に定める参加資格を満たしていない場合。
- 企画提案書の経費積算額が、上記4に定める見積限度額を超える場合。
- 同一の者が二つ以上の提案書を提出した場合。
- 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、簡易書留等による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
- その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

イ その他

- 提出者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- 一度提出された書類の変更・差替は、軽微な変更を除き原則として認められない。
- 企画提案に要する費用は、提出者の負担とする。
- 提出された書類は返却しない。

- 提出された書類は、委託候補者の選定作業以外には使用しない。
- 提出された書類の記載内容等を確認するため、提出者等に問合せることがある。
- 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- 提出された書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することがある。

9 企画提案書の評価基準、審査方法

(1) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点	
業務遂行			
能力等	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
	スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点
	業務実績	本要領に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について受注実績があるか。	10点
企画提案			
内容	実施方針 (業務理解)	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10点
	企画提案 (企画性①)	コンテンツ制作に協力できる地域人材や若手人材の確保及び開拓について、内容などが具体的に提案されているか。	10点
	企画提案 (企画性②)	制作するコンテンツの内容およびコンテンツの利用状況に関する効果測定方法について、内容などが具体的に提案されているか。	5点
	企画提案 (企画性③)	探究学習担当教員に対する探究学習全般や活用の支援について、支援方法などが具体的に提案されているか。	5点
	企画提案 (企画性④)	管理職を含めた複数名の教員に対して、事例を基にした研修を具体的に提案されているか。	10点
	企画提案 (独創性)	仕様書に記載されていない活用可能な優れた提案があるか。	20点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	10点
		計100点	

(2) 審査方法

ア 書面審査（1次審査）

期限までに提出のあった企画提案書等について書面審査を行い、2次審査対象者（上位3社程度）を選定する。

ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が3社程度の場合は、書面審査（1次審査）の実施を省略し、下記イの2次審査へ移行するものとする。

- ① 書面審査（1次審査）の実施及び結果の通知 「6 実施のスケジュール」のとおり
イ 選定委員会（2次審査）の実施

高校教育課が選定した審査委員によるヒアリング審査により、1次審査で選定された対象者から、本業務に最も優れた提案者を選定する。

- ① 開催日 「6 実施のスケジュール」のとおり

- ② 開催場所 Zoom ミーティングによる。

※ 開始時刻、ミーティング ID 等は、別途参加者あてに通知する。

- ③ 方法

- ・ 企画提案書及び事業経費積算書について参加者は10分以内で説明し、審査委員から質疑を5分以内で行う。
- ・ 選定委員会は、公開しない。

- (3) 委託候補者の決定

ア 選定委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、各提案者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

- (4) 結果の公表

選定結果通知日翌日以降に、業務委託予定者の名称を福島県ホームページに公表する。

10 契約等に関する事項

- (1) 仕様書の協議等

本業務の業務委託仕様書は、別紙「令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」ICTコンテンツ作成に係る業務委託仕様書（プロポーザル用）」及び令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」探究に係る教員研修会業務委託仕様書（プロポーザル用）」を基本として、委託候補者が提出した企画提案書等を踏まえ作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

- (2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

- (3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合がある。

- (4) 契約書

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

- (5) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第 229 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(6) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

(7) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計関係帳簿等の本業務に係る書類を 5 年間保存すること。

(8) その他

本事業は、地域未来交付金を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行う。

なお、同交付金が交付されない場合、または、福島県議会により令和 8 年度予算が議決されない場合には、事業内容を見直すことや事業を実施しないことがある。

また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。

1 1 企画提案書等の提出先・問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県教育庁高校教育課（担当：鈴木）

TEL：024-521-7772 FAX：024-521-7973

E-mail：k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」

ICTコンテンツ作成に係る業務委託仕様書

(プロポーザル用)

1 委託業務の名称

令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」

ICTコンテンツ作成に係る業務委託

2 委託業務の目的

福島県内の探究学習に関わる情報をポータルサイトに集約することで、各学校が探究学習、特に地域課題学習活動を展開する際の有効なツールとする。各学校の取組についてもポータルサイトを通じて発信を行い、学校間及び地域人材、自治体、企業等との連携・協働する契機を得られるプラットフォームとしての活用に資する。サイトは小中学校が活用することも想定し、地域内の交流を促す契機にする。サイトでは地域課題探究学習に係る地域人材を紹介し、学校（生徒・教員）とのマッチングの効率化と最適化を図り、地域と学校の協働・共創による教育活動を推進する。

本事業では、高校の探究学習に協力いただける地域に関わる仕事に携わる地域人材、起業を行う大学生等若手人材、企業等に取材し、ICT教材（動画やテキスト等のコンテンツ）を制作することを目的とする。作成したICT教材は探究ポータルサイトへ搭載することにより、高校生各自の探究学習において、時間や場所の制限がなく、いつでも利用できるようにする。また、各学校において、効果的な探究学習が実施できるよう、探究学習担当教員に対し、探究学習全般や教材の活用方法等についてサポートを行うことで、負担の軽減と指導の質の向上を図ることを目的とする。また、ポータルサイトでは各校の取組実践についても情報を積極的に発信してもらい、双方向のやり取りを効率的に促進する。

本仕様書は、ICTコンテンツ作成に係る業務（以下「本業務」という。）の内容及び受託者が本業務の履行において、円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を示したものであり、受託者は本仕様書に定める事項を十分理解した上で本業務を確実に履行しなければならない。

3 想定する視聴者及び対象ユーザー

県内の高等学校の教員生徒。

自治体、企業等。

その他、大学関係者、県内小中学校の教員児童生徒、地域の方。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年2月19日（金）までの期間

5 委託業務の内容

(1) 地域人材、若手人材のICT教材化及び探究ポータルサイトへの提供

ア 県内の高等学校の探究活動に伴走する地域人材や若手人材を取材し、地域に関わる仕事の内容等について学べるICT教材を8本程度制作する。

なお、制作するICT教材は、WEB上に公開されている「ふくしま探究の種」のICT教材を参考に、できるだけ形式を合わせる。福島県教育委員会が所有する地域人材ネットワークバンクの人材も活用することができる。

※ 福島県教育委員会公式note「ふくしま探究の種」

https://note.com/fukushima_tanq

※ 地域人材：県内在住の方や県内の各地域と関わりがある方

※ 若手人材：県内高校の卒業生や県と関わりがある県内外の大学生等

イ 人材の取材に関しては、県内一部の地域の取材に偏ることがないように、バランスをとり取材する。

ウ 制作したICT教材は、探究学習の教材として蓄積し、WEB上に公開されている「ふくしま探究の種」のコンテンツに追加し公開する。また、公開済のコンテンツについても内容の更新を行う。

エ 高等学校の探究学習に協力できる地域人材や若手人材のリストを作成する。

※ 既存のリストへの追加（人材は公開中のnoteを参照）

なお、学校が自校の取組についてアップロードできる環境を整備する。

(2) 各学校の教材活用・人材活用のサポート

ア 各学校の探究学習担当教員等に対し、探究活動全般や教材の活用方法等についての説明会や研修の実施や、利用するにあたっての伴走支援を行う。

イ 各学校での授業において、「ふくしま探究の種」に公開されているコンテンツの活用を推進する工夫・助言等を行う。（モデル授業の開発、発信など）

ウ 「ふくしま探究の種」に公開されているコンテンツを活用した学校の授業実践を集約し、参考事例としてまとめる。

(3) 伴走者と高校のマッチング

ア 昨年度まで制作している人材リストを活用し、探究活動の伴走者と高校のマッチングを行う。視聴した企業等が学校へ連絡することができるようサイトにリンクを添付する。

6 成果品

受託者は、上記「5」の成果品として、次の3点を提出する。

(1) ICT教材化した動画やテキスト等のコンテンツ

WEB上（福島県教育委員会公式note等）に公開した地域に関わる仕事の内容等について学べるICT教材の全データ。

(2) 高等学校の探究学習に協力できる地域人材や若手人材のリスト

(3) 各学校の教材活用・人材活用のサポート記録

ア 探究活動全般や教材の活用方法等についての研修で使用した資料等。

イ 授業での活用を推進する補助資料（ワークシート等）

ウ 「ふくしま探究の種」に公開されているコンテンツを活用した学校の授業実践を集約した参考事例のリスト

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うものとする。また、本業務終了後も同様と

する。

- (2) 本業務に関し、受託者が本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (4) 提供されるデジタルコンテンツ等は、他者の所有権や著作権、肖像権等を侵すものでないこと。
- (5) 本業務に関する新規作成物については、教育委員会に帰属するものとする。ただし、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、教育委員会は使用許諾を与えられたものとする。
- (6) 本業務は「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」地域探究コーディネーター委託業務事業との連携を図るものとし、人材の掲載について、事前に使用許諾を得たうえで個人情報の保護に関する法律に準じて共有を行うこと。

8 その他

- (1) 契約締結後、速やかに整備スケジュールを作成し、県へ提出すること。なお、当該スケジュール及びスケジュールに基づく整備作業の詳細については、別途協議すること。
- (2) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。

令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」

探究に係る教員研修会業務委託仕様書

(プロポーザル用)

1 業務の目的

本業務は、生徒に質の高い探究、及び探究的な学びを実現するために、教員に対する研修を行うことを目的とする。研修は、探究と各教科等の学びの往還を基軸とした内容とし、生徒に自らの人生を舵取りし、新たな社会の創造ができる力を身に付けさせることをねらい、学校教員に加え、地域で活動する多様な人材とともに、探究的な学びの在り方を対話的に捉え直し、各校の実践を持続的にブラッシュアップすることを目的とする。

2 業務の概要

「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」は、生徒が地域と協働・共創を通じた地域課題探究学習を推進することで、生徒が学びの主体的な調整力を身に付け、さらに身近な地域に愛着を持ち、福島に誇りを持つことができる教育の実践と正解のない社会の課題に向き合うために必要な力の育成を目指す。本事業は、その目的を達成するために、関係事業である地域探究コーディネーターの配置事業、地域人材や若手人材のICT教材化及び探究ポータルサイト構築事業との連携を通じて行う。

探究活動に対する教員の伴走力、協働性の向上が求められているなか、本事業は、管理職を含めた複数名の教員に対して地域課題探究活動先進校の事例をもとにした研修を行うこと、さらに実地に地域人材との協働活動を通じた研修を行うことで、学校が一体となって生徒に対して質の高い働きかけを行うことができるようにする。そのために、地域課題探究活動の指導に一体的に当たる校内文化を構築する校内体制と教員の伴走力、協働性、地域人材と連携した探究学習を強化するために、先進的事例・好事例となる各校の課題分析、カリキュラム改善策の検討、研修内容の振り返り等を行う。教員が知識や手法を「教えられる」研修ではなく、教員同士、教員と地域人材が同じ問いを共有し、相互に学び合う関係性を構築すること、ファシリテーション力や協働性を重視する。

3 事業対象

福島県立高等学校の中から10校程度を対象とし、各校管理職を含めた3名程度で研修に参加する。

4 委託期間及び委託対象

事業を委託する期間は、契約日から令和9年2月19日（金）までとする。

5 委託業務の内容

(1) 研修参加校の募集・決定、開催調整及び通知

受託者は、「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」教員研修会について、県内の全ての県立高等学校（休校中の学校を除く）に通知し、開催施設運営者及び県等と調整の上、10校程度の研修校を決定し、対象校に通知する。対象校は管理職を含めた3名程度で研修に参加する。

(2) 年間研修設計、研修形式、研修会場の設定

受託者は、参集型もしくはオンライン型のいずれか、もしくはその両方から最も適切な形式を選び、実施する。参集する場合は、会場に係る調整を行い、決定する。なお、参加校を会場校として設定することも想定する。さらに、研修のうち1回は地域人材とのワークショップ形式を想定する。参加地域人材の選定については、地域探究コーディネーター事業及び探究ポータルサイト事業において、協力願える地域人材等から選ぶことを認める。

(3) 研修の実施

受託者は、地域課題探究活動の指導に一体的に当たる校内文化を構築する校内体制の在り方と教員の伴走力、協働性を高めることに寄与する研修を3回行う。その中には、地域人材（企業・自治体職員、地域で活躍するNPO法人等）とのワークショップを含み、各校の課題分析、カリキュラム改善策の検討、研修内容の振り返りを含むこととする。また、年間を通じ、研修対象校に対してのフォローを行うことで研修の実践と振り返りについて充実させていく。フォローについては該当校への出張とオンラインでのミーティングの併用を想定する。

(4) 研修資料等の作成

受託者は、「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」教員研修会の実施にあたり、必要な資料等を準備する。

(5) 記録の作成及び報告

受託者は、研修の開催結果をまとめた記録を電子媒体等で作成し、県に報告する。

6 委託料対象となる経費

委託料の対象となる経費は、下記のとおりとする。

「地域との共創による高校生の探究的な学び推進事業」教員研修会開催に係る経費

(1) 研修プログラムの企画・設計・周知に係る経費

(2) 研修資料（振り返りのための資料も含む）に係る経費

(3) 研修当日の運営に係る経費

(4) 事前準備に係るスタッフ旅費及び日当

(5) 研修当日及び研修事前事後フォローのスタッフ旅費及び日当

(6) 研修の講師に対する旅費及び謝金

(7) 会場費（備品等の使用料も含む）

- (8) 研修等で使用する備品購入に係る経費
- (9) 諸経費
- (10) 消費税

7 成果品

受託者は、上記「5」の成果品として、研修資料及び研修で得られた成果をまとめた成果報告書を提出する。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、法令等に特別な定めがある場合を除き守秘義務を負う。このことは、本事業が終了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、福島県情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。
※ 福島県情報セキュリティポリシーの概要は、県ホームページを参照すること。
- (3) 写真等個人が特定される記録については、当該個人の了解を得た上で記録し、本委託業務以外の目的には使用しないこと。
- (4) 本業務に関する新規作成物については、県教育委員会に帰属するものとする。ただし、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、県教育委員会は使用許諾を与えられたものとする。

9 仕様及び契約の変更等

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、承認を得ること。

10 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存すること。
- (3) その他、事業実施にあたっては県と十分に連携を図るとともに、必要な事項は協議すること。